

平成27年 国勢調査



問政策財政課定住自立圏推進係 ☎⑤6711

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、統計法という法律に基づいて実施されます。

9月上旬から国勢調査員が訪問します

調査員が皆さんのお宅を訪問し、インターネット回答のための書類を配布します。インターネット回答を行う場合は、9月10日(木)から9月20日(日)までの間に回答してください。



インターネット回答を行わない場合

9月下旬から、調査員が、インターネット回答を行わなかった世帯へ、紙の調査票を配布します。

紙の調査票を配布された世帯は、10月7日ごろまでに調査員へ提出または郵送提出用封筒により郵送してください。



個人情報厳格に保護されます

統計関係者が、調査票に記入された内容を漏らしたり、調査票を統計作成の目的以外に使用したりすることは、統計法によって固く禁じられています。

また、調査票は外部の人の目に触れないように厳重に管理され、集計が終わった後は溶解処分し、再生紙として利用されます。

平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

住所地でマイナンバーの通知カードを受け取れないかたへお知らせ

問市民課住民記録係 ☎⑤6755

今年10月以降、住民票の住所地にあなたの「マイナンバー」が記載された「通知カード」が送付されます。やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができないかたは、居所情報登録申請書を住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。申請が認められたかたは、登録された居所に、通知カードを送付します。

提出締め切りは、9月25日(金)です



東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されているかた



DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動されているかた



一人暮らしで、長期間、医療機関や施設に入院・入所されているかた



※申請書は、市民課で入手、または、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/) からダウンロードいただけます。

マイナンバーのお問い合わせは 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

コールセンター ☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

☎050-3816-9405 (一部IP電話などで上記に繋がらない場合)